

木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧

別紙9

※主な関係法令は、下表のとおりです。事前に規制対象の有無等を担当窓口にご確認ください。
 なお、三重県内の事業用地は、桑名市及び木曾岬町の両市町にまたがるため、三重県だけでなく、桑名市へ手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。
 また、市町によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので、ご確認ください。

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	【三重県】相談窓口	【愛知県】相談窓口	備考
1	都市計画法	太陽光発電パネル及びその附属設備の設置については開発行為にあたりませんが、建築物を建築する場合は都市計画法による開発許可や建築許可が必要となります。	許可	・県土整備部建築開発課 Tel.059-224-2752 ・桑名建設事務所建築開発室 Tel.0594-24-3667 ・桑名市役所(代表) Tel.0594-24-1136	・建設部建築担当局建築指導課 Tel.052-954-6588 ・尾張建設事務所建築課 Tel.052-961-1435	
2	建築基準法	建築物を建築する場合、建築確認申請が必要です。 なお、土地に自立して設置する太陽光発電設備(電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物)については適用除外となります。ただし、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を屋内の用途に供しないもの以外は、建築物に該当するため建築確認申請が必要です。 また、一定規模以上の工作物についても、確認申請が必要です。	確認申請 (必要に応じ、建築基準関係規定による許可等)	・県土整備部建築開発課 Tel.059-224-2709 ・桑名建設事務所建築開発室 Tel.0594-24-3667 ・桑名市役所(代表) Tel.0594-24-1136	・建設部建築担当局建築指導課 Tel.052-954-6586(法令全般に関すること) Tel.052-961-9720(確認申請に関すること) ・尾張建設事務所建築課 Tel.052-961-1435(許可等に関すること)	
3	エネルギーの使用の合理化に関する法律	特定建築物(延べ面積300㎡以上のもの)の新築等を行う場合は、届出が必要となります。	届出	・県土整備部建築開発課 Tel.059-224-2709 ・桑名建設事務所建築開発室 Tel.0594-24-3667 ・桑名市役所(代表) Tel.0594-24-1136	・建設部建築担当局住宅計画課 Tel.052-954-6570	
4	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要となります。 ②特定施設の新築等を行う場合は、事前に協議が必要となります。	協議	①に関する内容 ・健康福祉部健康福祉総務課 Tel.059-224-3349 ・桑名市役所(代表) Tel.0594-24-1136 ②に関する内容 ・県土整備部建築開発課 Tel.059-224-2752 ・桑名建設事務所建築開発室 Tel.0594-24-3667 ・桑名市役所(代表) Tel.0594-24-1136	○人にやさしい街づくりの推進に関する条例 ・建設部建築担当局住宅計画課 Tel.052-954-6590	
5	道路法	①道路区域内において、土地の形状を変更するとき、又は占用物件の許可を受けようとするときは、道路管理者の承認又は許可が必要となります。 ②工事等において、一定の幅や重さなど(一般的制限値)を超える車両を通行させる場合は、道路管理者の許可が必要となります。なお、複数の道路管理者の道路に係わる場合、国(各国道事務所)、又は県が窓口となります。	承認又は許可	【国関係】 ①国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所四日市国道維持出張所 Tel.059-345-2516 ②国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所道路管理第一課 Tel.059-229-2221 【県関係】 ①、②桑名建設事務所総務・管理室(管理課) Tel.0594-24-3662 【市町関係】 ①、②桑名市役所(代表) Tel.0594-24-1136 ①、②木曾岬町役場(代表) Tel.0567-68-6100	【国関係】 ①国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所 名古屋国道維持第三出張所 Tel.052-651-8156 ②国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所 交通対策課 Tel.052-853-7338 【県関係】 ①、②海部建設事務所 維持管理課 Tel.0567-24-2111 【市関係】 ①、②弥富市役所(代表) Tel.0567-65-1111	

木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧

別紙9

※主な関係法令は、下表のとおりです。事前に規制対象の有無等を担当窓口にご確認ください。
 なお、三重県内の事業用地は、桑名市及び木曾岬町の両市町にまたがるため、三重県だけでなく、桑名市へ手続きが必要となる場合があるので、ご注意ください。
 また、市町によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので、ご確認ください。

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	【三重県】相談窓口	【愛知県】相談窓口	備考
6	河川法	・河川区域内において、土地の占用、掘削、盛土又は切土その他形状を変更する行為及び工作物の新築・改築又は除却をしようとする場合等には、河川管理者の許可等が必要となります。 ・河川保全区域内において、土地の掘削、盛土又は切土その他形状を変更する行為及び工作物の新築・改築を行おうとする場合には、河川管理者の許可が必要となります。	許可等	【国関係】 ・国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 河川占用調整課 Tel.0594-24-5718 【県関係】 ・桑名建設事務所総務・管理室(管理課) Tel.0594-24-3662	適用外	
7	三重県屋外広告物条例	当該事業予定地は、条例第3条第1項第6号の禁止地域に該当するため、屋外広告物の表示は禁止されています。但し、自家用広告物・管理広告については、適用除外規定がありますので、事前に相談窓口にご相談ください。	許可申請	桑名建設事務所総務・管理室(管理課) Tel.0594-24-3662	○愛知県屋外広告物条例 弥富市役所(代表) Tel.0567-65-1111	
8	景観法	以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要です。 但し、桑名市区域は、桑名市景観計画に基づく届出が必要となります。 ・開発行為又は土地の開墾その他土地の形質の変更を行う場合は、届出が必要となります。(行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超) ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合は、届出が必要となります。(高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるのもの) ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合は、届出が必要となります。特に擁壁、さく、掘に関しては、高さ5m超かつ長さ10mを超えるものは該当し	届出	・県土整備部 景観まちづくり課 Tel.059-224-2748 ・桑名市役所(代表) Tel.0594-24-1136	建設部公園緑地課 Tel.052-954-6612	
9	電気事業法	出力規模が、1000kw以上の場合は、以下の手続きが必要となります。 ・工事計画の届出 ・保安規程の届出 ・電気主任技術者の選任 ・使用前時自主検査の実施 ・安全管理審査の実施	届出 選任 実施	中部近畿産業保安監督部電力安全課 Tel.052-951-2817	中部近畿産業保安監督部電力安全課 Tel.052-951-2817	
10	三重県環境影響評価条例	事業予定地は、「三重県木曾岬干拓地整備事業環境影響評価」を(平成18年1月、平成19年1月一部変更)実施しています。 当該事業計画による環境負荷が従前の事業計画と同程度以下の提案を求め、三重県環境影響評価条例第27条に規定する変更届の提出を行い、事業の進捗を図ることとしています。 なお、事業候補者は上記提案内容について、対象事業が環境に及ぼす影響の内容及びその程度について比較検討したうえで、三重県環境影響評価条例第27条に規定する変更届出に必要な資料を準備することとなります。 詳細は、資料1参加仕様書を参照してください。	変更届出に必要な資料の準備	環境生活部地球温暖化対策課 Tel.059-224-2366	愛知県環境影響評価条例の適用外	

木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧

別紙9

※主な関係法令は、下表のとおりです。事前に規制対象の有無等を担当窓口にご確認ください。
 なお、三重県内の事業用地は、桑名市及び木曾岬町の両市町にまたがるため、三重県だけでなく、桑名市へ手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。
 また、市町によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので、ご確認ください。

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	【三重県】相談窓口	【愛知県】相談窓口	備考
11	土壌汚染対策法	<p>3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形質の変更については、届出は不要となります。</p> <p>① 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること ② 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること</p> <p>なお、届出された土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壌汚染対策法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。</p> <p>※木曾岬干拓地は、公有水面埋立法に基づき埋め立てられた土地であるため、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の5(第1項第2号)により、三重県生活環境の保全に関する条例は、適用除外となります。</p>	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出	環境生活部大気・水環境課 Tel.059-224-2382 桑名農政環境事務所 環境室環境課 Tel.0594-24-3624	・環境部水地盤環境課 Tel.052-954-6225 ・尾張県民事務所海部県民センター環境保全課 Tel.0567-24-2111 ※ 3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法に基づく手続きとは別に、県民の生活環境の保全に関する条例第39条の2に基づく報告が必要となります。	今回の計画地ではないものの同干拓地内で、土壌汚染対策法の指定区域があることから、法第4条第1項の届出が必要な工事を実施する場合は、汚染の有無を示すよう指示することがあります。また、見学施設等の設置にあたっては、同干拓地内に指定区域があることなどを考慮のうえ、土壌汚染の影響回避に配慮してください。
12	航空法	<p>①事業予定地は、中部国際空港の外側水平表面の範囲となっており、TP+298.7mを超える高さの建物の設置は禁止されています。 ②地表又は60m以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。 ③航空燈火の明りような認識を妨げ、又は航空燈火と誤認されるおそれがある燈火(類似燈火)を設置してはならない。</p>	禁止・設置	<p>①中部国際空港株式会社運用本部運用管理部 Tel.0569-38-7555 ②③大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課 Tel.06-6949-6527</p>	<p>①中部国際空港株式会社運用本部運用管理部 Tel.0569-38-7555 ②③大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課 Tel.06-6949-6527</p>	
13	【三重県】 三重県自然環境保全条例 【愛知県】 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	<p>自然地在り1ヘクタールを超える一定の開発行為を行う場合、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく大規模行為届出(又は通知)が必要となります。 なお、手続きにあたっては、緑地の確保や希少野生動物植物の保全策について記載していただく必要があります。</p>	届出(又は通知)	三重県農林水産部みどり共生推進課 Tel.059-224-2578 三重県桑名農政環境事務所環境室環境課 Tel.0594-24-3624	・環境部自然環境課 Tel.052-954-6475 ・尾張県民事務所海部県民センター環境保全課 Tel.0567-24-2131	